

仕 様 書 (案)

1 件名

稲城市立中学校部活動外部指導者配置業務委託

2 定義

- (1)「部活動」とは、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるスポーツ、文化芸術活動等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）をいう。
- (2)「部活動外部指導者」とは、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員に該当しない者を指し、部活動の指導体制充実を図るため、中学校における部活動の指導業務をサポートする者であって、当該部活動における技術的な指導に従事する者をいう。

3 部活動外部指導者の資格要件

部活動外部指導者の資格要件は、当該学校の教職員（事務職員等を除く。）以外の者で、受託者が雇用する職員とし、且つスポーツ・文化芸術活動等の指導に係る業務に従事している者であり、学校教育に関する十分な理解を有する満 18 歳以上の者（高校生を除く。）とする。

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

5 対象種目

稲城市は種目ごとに受託者と契約を締結するものとし、募集種目は下記のとおりとする。

なお、各種目の配置人数は学校の要望や状況に応じて変動するものとし、**最大でも 3 人**までとする。

No.	種目
1	サッカー
2	バレーボール
3	バスケットボール
4	陸上競技
5	バトミントン
6	吹奏楽

※上記は公表時点の予定であり、契約締結時に変更する可能性がある。

6 委託業務履行場所（部活動外部指導者の配置先）

稲城第一中学校	東京都稲城市百村 23
稲城第二中学校	東京都稲城市坂浜 5-1-1
稲城第三中学校	東京都稲城市矢野口 3043
稲城第四中学校	東京都稲城市押立 1768
稲城第五中学校	東京都稲城市向陽台 3-1-1
稲城第六中学校	東京都稲城市若葉台 3-11

7 業務内容

受託者は稲城市及び各学校と協議のうえ、部活動外部指導者を指定する市立中学校に配置し、部活動外部指導者は以下の業務を行う。

- (1) 学校における部活動の実技指導を顧問教員がいない場合は、当該校の管理職と連携しながら適切に実施する。
- (2) 受託者が実施する研修を受講し、安全・傷害予防に関する必要な知識・技能を身に付けたうえで、生徒に指導を行うこと。なお、受託者は研修内容について稲城市に報告するものとする。
- (3) 稲城市が必要と判断した場合には、対外試合及び大会参加時において、部活動外部指導者は学校外へ単独で引率を行うこと。
- (4) 稲城市が必要と判断した場合には、大会運営にあたっての審判やスタッフとして参加すること。
- (5) 生徒の身体、生命等の危機に関する場合は、直ちに必要な指導対応を行うこと。また、いじめや暴力行為等の事案が発生した場合は、速やかに顧問教員に報告し、教職員とともに学校として組織的に対応を行うこと。
- (6) 生徒が事故に巻き込まれた際には状況に応じて、応急手当、救急車の要請等を行い、必ず顧問教員へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに顧問教員等に報告するとともに、顧問教員が現場にいない場合は、搬送先や保護者への状況説明を行うこと。また、顧問教員と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図るよう努めること。

8 業務実施の条件

- (1) 本業務を実施するに当たって、稲城市との窓口になる受託者の責任者を配置すること。稲城市から受託者への各種報告・指示、受託者から稲城市への各種報告等は、本責任者との間で実施する。
- (2) 稲城市は部活動外部指導者に対し、直接の指示又は命令を行わない。
- (3) 受託者は、部活動外部指導者に対し、年に1回は健康診断を受診させること。
- (4) 受託者は部活動外部指導者に基礎疾患等がある場合は、稲城市と配置予定校の管理職に事前申告すること。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、労働基準法その他労働関係法規を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、当該部活動に対し、十分な技術・経験・知識があり、教職員及び生徒と円滑にコミュニケーションをとることができる部活動外部指導者を配置すること。

- (3) 受託者は部活動外部指導者に、部活動が学校教育の一環であること等の部活動の位置付けを十分に理解させなければならない。
- (4) 受託者は当該部活動外部指導者に、部活動が生徒の学習意欲の向上、責任感及び連帯感の涵養に資するものであること等の部活動の教育的意義を十分に理解させなければならない。
- (5) 受託者は、学校全体や各部活動の目標や方針を熟知しなければならない。また、受託者は部活動外部指導者に、学校全体や各部活動の目標や方針を熟知させなければならない。
- (6) 受託者は部活動外部指導者に、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行わせなければならない。
- (7) 受託者は部活動外部指導者に、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行わせなければならない。
- (8) 受託者は部活動外部指導者に、生徒の人格を傷付ける言動又は体罰が禁止されていることを十分に理解させなければならない。
- (9) 受託者は部活動外部指導者に、服務(生徒及び保護者等の信頼を損なうような行為を行わないこと等)を遵守させなければならない。
- (10) 受託者は業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (11) 受託者は、受託事業に係る事務の一切を漏れなく完了させなければならない。
- (12) 受託者は、職務遂行上必要な事項について、稲城市の指示に従うこと。

10 部活動外部指導者の指導時間及び指導頻度

- (1) 部活動外部指導者の1人あたりの指導時間は、学期中の平日は2時間、週休日(祝日等を含む。)は3時間を原則とする。ただし、休日の大会や練習試合等での遠征により超過した場合には、下記のとおりとする。
 - ア 原則、休日及び大会等で、部活動外部指導者が従事した時は、技術指導した時間のみを実績とする。
 - イ 大会等で、部活動外部指導者が審判を担う場合は、審判を行った時間を実績に含む。
 - ウ 休日及び大会等の引率時に、教員(顧問)が同行していない場合は、引率時間を実績に含む。
- (2) 部活動外部指導者1人あたりの活動頻度は、稲城市と受託者で協議のうえ、予算の範囲内で調整するものとする。

11 部活動外部指導者の配置停止要件

受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに代替する部活動外部指導者を配置しなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合。
- (2) 部活動外部指導者としての適格性を欠くと認められる場合。

12 業務実施計画書及び業務完了報告書

- (1) 受託者は業務実施に当たり、業務計画(年間)を定め、実施方法、部活動外部指導者等の情報を記載した業務実施計画書を業務開始前に稲城市に提出すること。
- (2) 受託者は、業務実施計画書を提出後に部活動外部指導者を変更するが生じた場合は、当該部活動外部指導者の情報を記載した業務実施計画書に変更し、再度提出するものとする。
- (3) 受託者は稲城市に対して、委託事業の実践結果等についてまとめた業務完了報告書を年度末に一括して提出しなければならない。

13 契約及び支払方法

- (1) 契約は1単位1時間ごとの単価契約とし、指導時間数に応じて月毎に支払うものとする。なお、支払額の計算方法は部活動外部指導者1人ごとで行い、毎月1日から月末までの合計時間で算出し、合計時間の1時間に満たない端数は30分未満切り捨て、30分以上切り上げで1時間とする。
- (2) 受託者は1か月毎の指導時間数を証明する実績報告書及び請求書を、翌月の10日までに提出すること。
- (3) 稲城市は、実績報告書及び請求書を確認した後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

14 諸経費等

- (1) 委託料には、管理費・交通費・諸経費等のすべてが含まれるものとする。
- (2) 部活動外部指導者の指導中及び移動中に発生した事故等の補償については、受託者が別に定めるところにより、これを補償する。

15 契約の解除

- (1) 稲城市は、受託者がこの仕様書による責務に反する行為が認められた場合、又は業務内容を明らかに履行できないと認められる場合は、契約を途中で解除することができる。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由により、事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、稲城市は受託者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、受託者が当該期間内に改善することができなかった場合には、稲城市は、受託者との契約を解除することができるものとする。
- (3) 受託者が倒産し、又は受注者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、稲城市は受託者との契約を解除することができる。
- (4) 上記(2)又は(3)により契約を解除した場合には、受託者は、稲城市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (5) 不可抗力その他、稲城市又は受託者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、稲城市と受託者は、事業継続の可否について協議する。

16 その他

- (1) 受託者は、本業務委託について、業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはない。
- (2) 受託者は、本業務について業務の一部を第三者に委託する場合は、稲城市へ再委託申請書を提出しなければならない。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は稲城市と協議・合意のうえ決定するものとする。